平成２６年（フ）第３３２号
岐阜市御望741番地１（エントピア御望　Ｃ棟　101号室）、開始決定時の住所岐阜県本巣郡北方町小柳２丁目35番地　ファミール北方103号
破産者　高田　樹洋
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３４３号
富山市五福4581番地11マリンパレス22・203号、開始決定時の住所富山市珠泉東町100番地233
破産者　高田　純晴
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３２号
岐阜県関市東志摩781番地の４
破産者　有限会社寝装しまや商事
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第４９６号
京都市中京区黒門通三条上る御供町289番地
破産者　片山パン株式会社
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第３２１号
岡山市北区田中102番地117
破産者　原　　真吾
１　決定年月日　平成28年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第４２８号
埼玉県所沢市中富南４丁目28番地の２　イーストスクエア606、破産手続開始時の住所埼玉県朝霞市栄町４丁目６番20号　ＨＭＡＭ朝霞ビル101
破産者　星　　紀男
１　決定年月日　平成28年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５８７号
東京都足立区谷在家３丁目16番５号　邦栄第２マンション205、破産手続開始時の住所東京都足立区皿沼１丁目20番13号
破産者　鈴木　建夫
１　決定年月日　平成28年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２８６号
奈良県葛城市笛吹38番地２
破産者　髙松　勝己
１　決定年月日　平成28年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
奈良県北葛城郡河合町広瀬台２丁目11番地17
破産者　坂本　篤子
１　決定年月日　平成28年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
奈良県北葛城郡広陵町馬見北９丁目８番６号　ガーデンハウス２号館　202号
破産者　オリエンタル食堂真美ヶ丘店こと　島田　宗彦
１　決定年月日　平成28年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１号
福岡県久留米市御井旗崎１丁目７番27―203号、破産手続開始決定時の住所福岡県久留米市東合川４丁目８番11号
破産者　林　　安治
１　決定年月日　平成28年10月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２０７５号
札幌市北区新琴似３条２丁目11番８号　澤出方
破産者　石川　興治
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３０３号
北海道江別市大麻新町27番地の25
破産者　鎌田　祥男
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３５号
茨城県猿島郡境町大字西泉田1165番地２
破産者　野口千代子
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第８４号
茨城県常総市豊岡町乙1366番地１
破産者　古谷　　茂
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第７９２号
さいたま市北区日進町３丁目191番地　サンライトマンション102号
破産者　中坪　　勇
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８４９号
さいたま市浦和区北浦和１丁目１番２号　銀嶺マンション303号、旧住所埼玉県川口市飯塚２丁目８番24―203号　オークガーデン
破産者　高須　康次
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８５４号
埼玉県上尾市中妻１丁目９番地１　ベルフローラル北上尾303
破産者　内田　丈朗
１　決定年月日　平成28年10月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係